



2021年8月11日

「LT会」会報第21-10号（総220号）

LTグループ

上海市在住外国籍就労者の社会保険納付に関する最新情報

昨今話題となっている「上海市在住外国籍就労者の社会保険加入問題」に関連し、先日、弊社では上海市人力資源社会保障局（以下「人社局」と略）局長宛に質問状を提出しました。この度、上海市長寧区人社局より回答を得ましたので、内容を皆様と共有させていただきます。

1. これまでの「任意加入」の根拠とは？

上海市は、江蘇省、北京市等とは異なり、外国籍就労者の社保加入について「非強制的」というイメージが強い。その根拠となってきたのが「上海市で就業する外国籍人員と国外永久（長期）居留権人員と台湾、香港、マカオ居住者の都市従業員が社会保険に参加する若干の問題に関する通知」（滬人社養発【2009】38号、以下「38号通知」）という通達である。

当通達には、「本市の都市基本養老保険に加入する範囲に属する雇用単位と労働関係を確立し、かつ、規定に従いそれぞれ外国専門家証、上海市居住証B証、外国籍就労者就業証、台湾・香港・マカオ人員就業証及び国外定住者の上海における就業審査承認証等の証書手続をした外国籍者、国外永久（長期）居留権の取得者および台湾・香港・マカオ出身で上海にて業務に従事する人員は、関連規定に従い本市の都市従業員基本養老保険、基本医療保険および労災保険に同時に加入でき、かつ、労働（招聘雇用）契約においてこれを約定することができる」と定められている。

すなわち外国籍就労者は3種（養老、医療、労災）の社会保険に加入できることになるが、一方で外国籍就労者の社会保険自体に任意加入を認めているという解釈をされてきた。そのため、現在でも上海では多くの外国籍就労者が社会保険に未加入のままとなっている。

しかし、この「38号通知」には有効期限が定められており、今年(2021)の8月15日に期限を迎える。

2. 「38号通知」期限到来後の対応

今回弊社の問合せに対する上海市長寧区人社局からの回答によれば、「まだ社会保険に加入していない外国籍就労者は、8月15日以降、速やかに人社局の窓口で社会保険に加入しなければならない。納付開始は社会保険が登記された時点からでよい」とのことであった。この回答を根拠として、上海市では登記前の社会保険料を遡って徴収することや、滞納金を取るような動きを考えていないと弊社は理解している。

3. 外国籍就労者に関する社会保険政策の変遷

前記上海市「38号通知」発表時の2009年時点においては、中国全土をカバーする外国籍就労者の社会保険加入に関する規定がなかった。上海市では地方政策として3険に加入できる旨「38号通知」を発令し、明文化した。

しかしその後、2011年7月1日に「中華人民共和国社会保険法」という国レベルの法律が施行され、その第97条には、「中国内で就業する外国籍就労者は、本法の規定を参照して社会保険に加入する。」、すなわち中国籍従業員同様に5険（養老保険、医療保険、労災保険、失業保険と生育保険）に加入することが義務づけられた。

ただし、その後の各地方の外国籍就労者の社会保険加入に関する対応には温度差があった。例え



**SUPPORTING
CHINA
BUSINESS**

ば、北京市では2011年10月から、江蘇省蘇州市では2012年2月の通達で2011年11月までさかのぼって社会保険の加入を義務づけ、広東省広州市では2012年11月26日の通達で当年度末までの加入を義務づけた。それらとは対照的に、上海市では上記「38号通知」の期限が到来していなかったことから、上海市で働く外国籍就労者は3險加入を選択することができたうえ、加入していない外国籍就労者に対しては強制加入措置が取られなかった。

4. 上海市の社会保険納付基数及び比率（2021年7月1日以降）

社会保険の納付基数は各年度の7月に前年度の上海市社会平均給与で調整され、2021年7月から最新の納付基数は、上限 31,014 元-下限 5,975 元。

	保険種類（「5險」と略称）	企業負担比率	個人負担比率
1	養老保険	16%	8%
2, 3	医療保険+生育保険 (2019.3 生育保険は医療保険に編入)	10.5%	2%
4	失業保険	0.5%	0.5%
5	労災保険 (業種によって納付比率変動)	0.16~1.52%	-

なお、日本国籍の駐在員に関しては、「日中社会保障協定」（人社庁発[2019]81号）が別途締結されており、中国の従業員基本養老保険（上記表の1）と日本の国民年金（国民年金基金を除く）、厚生年金保険（厚生年金基金を除く）は相互免除できるようになっている。従って、「日中社会保障協定」に基づいて養老保険免除できる場合、それ以外の保険の企業及び個人負担率合計は13.82%（貿易型会社の例）の実質負担比率となり、上限基数 31,014 元で計算した場合の社会保険料は月4,286.13 元の駐在員一人当たりのコスト増となる。

以上